

平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査研究

<実施主体名>

日本大学（研究代表者 危機管理学部准教授鈴木秀洋）

（以下、調査研究報告書の概要を記載。）

平成28年、児童福祉法は、子どもの権利主体性を明記した抜本的な改正を行った。そして、子どもとその家庭及び妊産婦等を継続的に支援していくために、市区町村が「拠点」の整備を行うべきことを規定した（法10条の2）。

この改正に伴い設置された、「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」での議論を基に、「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」、「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）が策定され、自治体には、これまで以上に、専門的な相談対応・必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能が求められ、総合的な支援拠点の設置運営が求められることとなった。

今回鈴木秀洋研究室では、厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業(平成29年度)「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査」の研究受託を受けたことにより、(1)全国の自治体へのアンケート調査、(2)全国の拠点設置自治体（一部予定）へのヒアリングを行うことで、拠点設置の課題を抽出するとともに、今後の設置促進に向け、先行・先進自治体の紹介や具体的手法の提示を行うこととした。

加えて、(3)先行して支援拠点設置に取り組んできた自治体担当者らとのヒアリング、説明会、講演会の機会を通して、支援拠点の運営支援を行うことができる者の養成にも取り組んできた。この調査研究ではその成果報告を行うものである。

(1)アンケート及び(2)ヒアリング調査の結論としては、支援拠点設置が進まない(1741全市区町村悉皆調査のうち、設置済みとの回答(平成30年2月時点)をしてきた自治体数93のみ)原因として、主に6つの課題を抽出した。1支援拠点概念のわかりづらさ、1人員配置基準・専門職確保の困難さ、1財政負担(1/2)の多さ、1法的義務性の明文なし(努力義務)、1都道府県の役割の不明示、1先進事例のなさの6つである。

かかる課題に対して、それぞれ一例をあげれば、1概念を自治体子育て施策の中に要綱等で位置付けることの促進、1事務職・異動による確保や人員配置基準のグラデーション化提言、1法改正の趣旨理解と自治体内の優先順位付けアップ(都道府県の補助金の例も)の必要性、1努力義務の重要さの理解や要保護児童対策地域協議会の広がり等の先例紹介、1都道府県の役割は地方自治法や児童福祉法に明示されていることと、積極的にバックアップしている都道府県の事例紹介、1先進事例として小規模・中規模・大規模等の先行具体例を17抽出して詳細を記した。他の自治体の参考となろう。

(2)支援拠点の運営支援を行うことができる者の養成に関しては、調査研究の過程で、支援拠点作りの担当(又は支援担当)者らとの上記課題等について、議論や説明を重ねてきた。その結果、(ア)拠点についての正確な理解という知識面と(イ)その拠点を整備するに当たっての体制づくり(人的・財政的・法的)について、自治体の現場・制度を理解している者からのアドバイスを受けたいと声を多く聞いた。それとともに先行・先進自治体の具体を聞きたいと声を多く聞いた。今回の調査研究における対象自治体の先例の紹介について、今後、多くの自治体にフィードバックし、課題を抱える自治体に具体的アドバイスができる設置促進チーム編成と研修による拡大が必要となる等の提言を行った。